

「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」に関する各市町所管の行政サービスについて

令和7年1月6日時点

市町名	守山市
-----	-----

1 受領証の提示等が必要なもの

No.	項目	内容	問い合わせ先		備考
			担当課	電話番号	
1	市営住宅入居申込み	親族として、入居できます。(収入など他要件あり)	建築課	077-582-1139	
2	犯罪被害者への支援金支給	遺族として、遺族支援金の支給を受けることができます。	危機管理課	077-582-1119	
3	防火防災訓練中の事故等に係る損害補償	パートナーとして、遺族補償を受け取ることができます。	危機管理課	077-582-1119	
4	非常勤消防団員への退職報償金支給	死亡による退職の場合、遺族として、退職報償金を受け取ることができます。	危機管理課	077-582-1119	
5	罹災見舞金等の内、弔慰金(住家の全焼全壊、床上浸水等に起因する死亡)の支給	遺族として、弔慰金を受け取ることができます。	健康福祉政策課	077-582-1123	
6	政令が定める災害において、死亡・障害があった場合に、災害弔慰金等の支給、援護資金の貸付	遺族として、災害弔慰金を受け取ることができます。	健康福祉政策課	077-582-1123	
7	不育症の治療に対する助成	パートナーとして、助成を受けることができます。	母子保健課	077-583-0898	
8	介護保険負担限度額認定(特定入所者介護サービス費)申請	パートナーとして、申請できます。	介護保険課	077-582-1127	